

規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三条第一項第六号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

様式第一号（一）中	雇用対策法施行規則第2条第2項	1号・3号・4号・4号の2・5号・号の2・8号。
-----------	-----------------	--------------------------

6号・7号・7	を	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項	第2項	1号・3号・4号・4号の2・5号の
---------	---	--	-----	-------------------

の2・5
2・8号
に改める。」

様式第一号（三）中	雇用対策法施行規則第2条第2項	その他
-----------	-----------------	-----

を	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項	その他	に改め
---	--	-----	-----

る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県訓練手当支給規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。